

社会福祉法人誠美福祉会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠美福祉会（以下「本会」という。）の定款第八条、定款第二一条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の額)

第2条 本会の評議員及び役員については、無報酬とする。

(費用の弁償)

第3条 本会の役員については、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は、本会の旅費規程に基づいて支給する。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。